

**ひとり親家庭住宅支援資金  
借入申請の手引き**



**令和3年11月**

**社会福祉法人 広島県社会福祉協議会**

# 目次

1. ひとり親家庭住宅支援資金とは	1
2. 貸付対象者	1
3. 住宅支援資金の内容	1
4. 申請から返還免除完了までにおける住宅支援資金の主な流れ	3
5. 借入相談・申請から資金交付までの手続きの流れ	4
6. 申請に必要な書類	5
7. 申請にあたっての留意点	6
8. 申請書類の提出方法・提出先	6
9. 広島県内の市区町のひとり親家庭福祉担当窓口一覧	7
10. 住宅支援資金貸付決定後の問い合わせ先	7

## ☆関係資料

<b>重要</b> 広島県ひとり親家庭住宅支援資金の借入にあたっての留意事項	8
--	---

広島県ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業における個人情報の取扱いについて	10
-------------------------------------	----

## 1. ひとり親家庭住宅支援資金とは

ひとり親家庭住宅支援資金（以下、住宅支援資金）は、母子・父子自立支援プログラムを策定し、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親に対し、住宅支援資金を貸付け、ひとり親家庭の親の自立の促進を図ることを目的とした資金です。

なお、事業の実施主体は、社会福祉法人広島県社会福祉協議会（以下、本会）です。

「広島県ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業実施要綱」に基づき、広島県及び広島市の助言・指導を受けながら、適正に事業を運営しています。

## 2. 貸付対象者

次の（１）（２）のいずれにも該当する者が、住宅支援資金の貸付対象者となります。

- （１）広島県内に居住し住民登録しているひとり親家庭の親であり、児童扶養手当の支給を受けている者または児童扶養手当は受給していないが、所得が児童扶養手当支給水準の者
- （２）母子・父子自立支援プログラム（以下、プログラム）※の策定を受けている者

※「母子・父子自立支援プログラム」とは、児童扶養手当を受給するひとり親家庭の親などの自立・就労のための支援を行うことを目的に、個々の希望や事情等に対応した「自立支援プログラム」を策定し、ハローワーク等と連携して就業に結び付ける支援などを行う事業です。

母子・父子自立支援プログラムは、広島県内の各市町で策定されますので、詳しくはお住まいの市区町のひとり親家庭福祉担当窓口にご確認ください。

## 3. 住宅支援資金の内容

項目	住宅支援金
貸付対象	*次のいずれにも該当する者 ①児童扶養手当の支給を受けている者または所得が児童扶養手当支給水準の者 ②プログラムを策定している者
貸付限度額	月額 入居している住宅の家賃（管理費及び共益費含む）の実費（上限 4 万円）
申請受付期限	随時
資金使途（具体例）	12 か月以内における住宅の家賃代（管理費及び共益費含む）
貸付方法	分割による交付 交付月：4月・7月・10月・1月 ※4～6月分を4月に、7～9月分を7月に、10～12月分を10月に、1～3月分を1月に交付します。 ※申請のあった月以降を貸付けます。
貸付利子	無利子
返還免除	○次の要件に該当する場合は、貸付金を全額免除します。 ・住宅支援資金の初回の貸付を受けた日から貸付が終了した日以後 1 年以内に、申請時に働いていない者が就職、または申請時に働いていた者が、プログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をし、1 年間引き続き就業を継続したとき。
返還（主なもの）	○住宅支援資金の貸付が終了した日から 1 年以内に就職（転職）しなかったとき、また、1 年間就業を継続する意思がなくなったときなどは、次の返還期間等の範囲内において、一括または分割払いで返還していただくこととなります。 【返還期間】最長 12 年以内（ただし、原則、返還月額は 5,000 円を下限とする）
延滞利子	最終返還期限までに返還完了できなかった場合、返還すべき額（残元金）に対して、年 3% の延滞利子が発生します。



## 他制度との併用について

- 生活困窮者自立支援法による生活困窮者住居確保給付金など他制度による家賃支援を受けている場合も住宅支援資金を申請することは可能です。ただし、その場合は、家賃額と他制度による支援を受ける額の差額が貸付上限額となります。



## 貸付できない場合

- 住宅支援資金の申請時にひとり親であった者が、貸付決定となり貸付（資金交付）を受ける前にひとり親でなくなった場合、また、県外へ転居する場合は貸付できません。この場合、貸付辞退することになります。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である者が属する世帯は貸付対象外となります。



## 貸付期間中における次の場合の取扱いについて

### （1）ひとり親でなくなった場合

- 再婚等によりひとり親でなくなった場合は、それ以降の住宅支援資金の貸付（資金交付）を受けることはできません。また、ひとり親でなくなった月以降の貸付（資金交付）を受けていた場合は、貸付金を返還していただくことになります。

### （2）県外へ転居した場合

- 県外へ転居した場合は、それ以降の住宅支援資金の貸付（資金交付）を受けることはできません。また、県外へ転居した月以降の貸付（資金交付）を受けていた場合は、その貸付金を返還していただくことになります。

### （3）就職（転職）した場合

- 貸付期間中に申請時に働いていない人が就職した場合や、申請時に働いていた人が転職した場合は、就業状況の報告が必要です。

なお、貸付決定している期間は、就職（転職）後以降も住宅支援資金の貸付（資金交付）を受けることができます。また、就職（転職）した月から就業継続期間に参入されます。

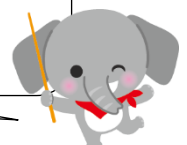
### （4）就職者が離職した場合

- 申請時に働いていた人が、次の転職先が見つかる前に離職した場合は、就業状況の報告が必要です。再就職の意思がある場合は、貸付決定している期間は、離職後以降も住宅支援資金の貸付（資金交付）を受けることができます。

なお、再就職の意思がない場合は、離職後以降の貸付（資金交付）を受けることはできず、離職した月以降の貸付（資金交付）を受けていた場合は、その貸付金を返還していただくことになります。

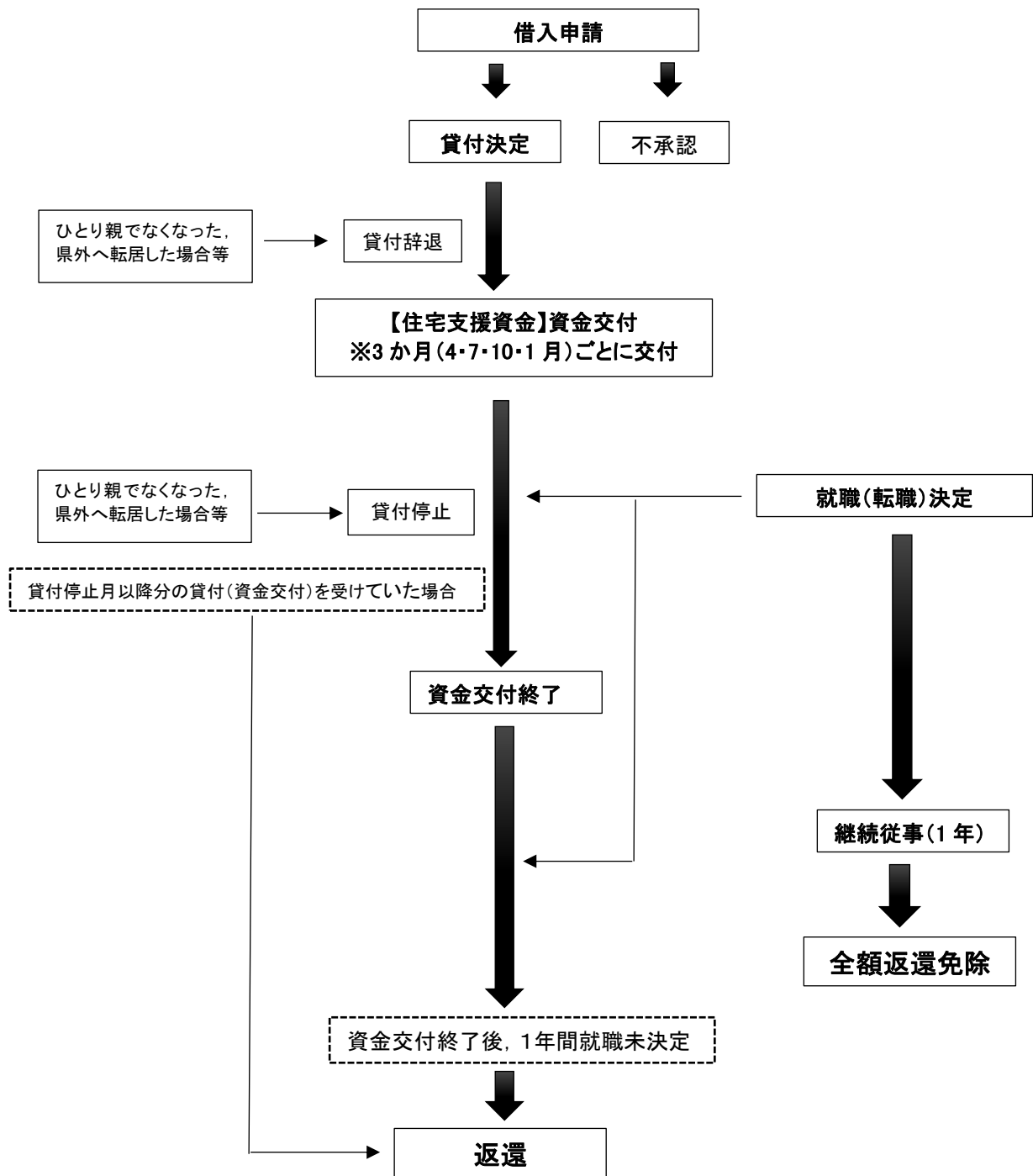
※上記のように世帯状況や就労状況等に変更があった場合は、速やかに本会へ報告してください。

★詳細については、本手引き p.8～11 にある「広島県ひとり親家庭住宅支援資金の借入にあたっての留意事項」及び「広島県ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業における個人情報の取扱いについて」を必ずご確認ください。



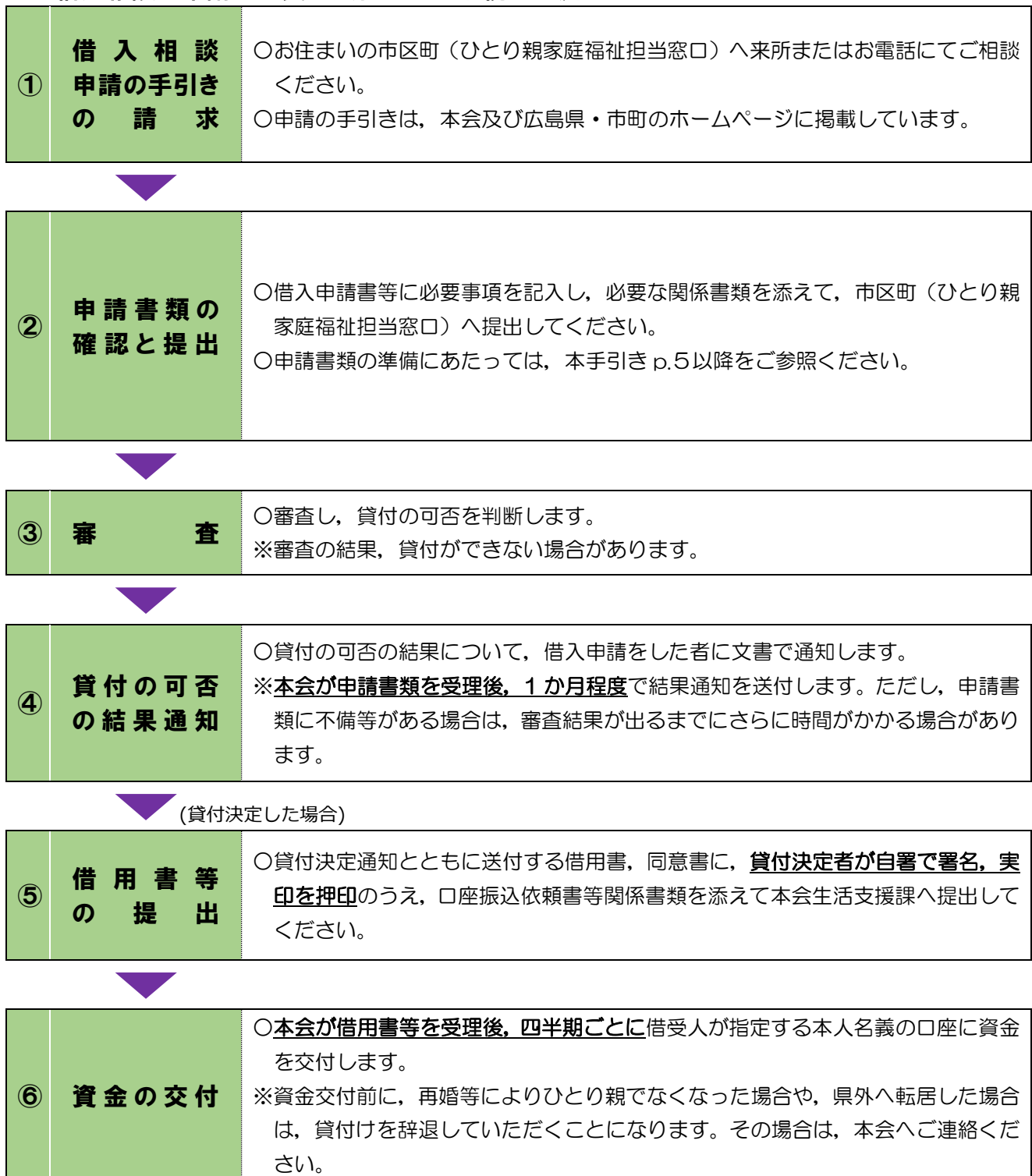
#### 4. 申請～返還免除完了までにおける住宅支援資金の主な流れ

(例) 12か月の貸付(資金交付)決定者の場合



※上記は主な流れを示したもので、返還猶予や返還免除、返還、各種報告・届出等の詳細については資金交付時にご案内します。

## 5. 借入相談・申請から資金交付までの手続きの流れ



※資金交付後の各種手続き（返還猶予や返還免除、返還、各種報告・届出の提出等）の詳細については、貸付決定し、資金交付時の送金通知の際にご案内します。



## 6. 申請に必要な書類

申請にあたって、次の基本書類及び必要な添付書類等をご準備のうえ、お住まいの市区町（ひとり親家庭福祉担当窓口）へ提出してください。

なお、書類の準備・提出にあたっては、各提出書類の留意事項欄、及びp6の「7. 申請にあたっての留意点」を必ずご確認ください。

### (1) 基本書類

No	提出書類	提出にあたっての留意事項等
1	借入申請書（様式第1号）	※該当箇所は漏れのないようすべて記入のこと ※借入申請書の同意欄記入にあたって、 <u>借入申請者及び、法定代理人（親権者等）は各自が必ずすべて自署し、実印を押印</u> のこと
2	同意書	※借入申請者は必ずすべて自署し、 <u>実印を押印</u> のこと ※同居している扶養義務者の住民票が別世帯になっている場合は、世帯主の自署及び実印を押印のこと
3	住民票の写し	※申請者及び同居している人（扶養義務者及び児童等） <u>全員の記載があるもの</u> ※ <u>本籍地の記載があり</u> 、個人番号の記載がないもの ※ <u>3か月以内に発行されたもの</u> ※ <u>原則、現住所と住民票住所が一致していること</u> ※コピーではなく <u>原本（色紙）を提出</u> のこと
4	印鑑登録証明書	※ <u>3か月以内に発行されたもの</u>
5	児童扶養手当証書の写し	※児童扶養手当を受給していない場合は、(2)児童扶養手当を受給していない場合に必要な書類を参照
6	入居住宅の賃貸契約書の写し	※ <u>家賃額及び契約者氏名を確認できるもの</u>

### (2) 児童扶養手当を受給していない場合に必要な書類

No	提出書類	提出にあたっての留意事項等
1	戸籍謄本	※申請者及び児童の記載があるもの ※ <u>離婚等の記載があり、ひとり親世帯であることが確認できるもの</u> ※ <u>3か月以内に発行されたもの</u>
2	所得証明	※申請者及び同居をしている人（扶養義務者） <u>全員のもの</u> ※ <u>1～9月申請の場合は、前々年分、10月以降の申請の場合は前年分の所得証明を提出</u> すること

### (3) 他制度による支援を受けている場合に必要な書類

No	提出書類	提出にあたっての留意事項等
1	制度内容や金額がわかるもの 例) 決定通知（写）、借用書（写）等	※家賃額と他制度による支援を受けている額の差額が貸付額の上限となる

#### (4) 未成年の場合に必要な書類

No	提出書類	提出にあたっての留意事項等
1	法定代理人（親権者や後見人等）の印鑑登録証明書	※借入申請者が未成年の場合で、 <u>法定代理人の同意が得られる場合は、必ず提出のこと</u> ※3か月以内に発行されたもの

※事前の借入相談時及び申請書類提出後に、必要に応じて、聞き取り確認や上記の他にも追加書類の提出を求める場合がありますので、あらかじめご了承ください。

### 7. 申請にあたっての留意点

#### 【重要！】

借入申請にあたっては、借入申請者、法定代理人の関係者全員が、本手引き p.8～11にある「広島県ひとり親家庭住宅支援資金の借入にあたっての留意事項」及び「広島県ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業における個人情報の取扱いについて」を必ずご確認ください、同意のうえで借入申請の手続きを行ってください。

#### (1) 現住所が住民票住所と異なる場合

申請の際、現住所と住民票住所は必ず一致していることが前提条件となります。

住民票を現住所に異動の手続きを行ったうえで、現住所の住民票を提出してください。

※DV等により、住民票を異動できないやむを得ない理由がある場合は、住民票に加え、公的機関が発行する現住所が確認できる書類（例えば、児童扶養手当証書の写し、免許証の写し等）を提出してください。

#### (2) 申請時に転居（予定）することが決まっている場合

申請時に転居（予定）することが決まっている場合は、そのことを必ず市区町（ひとり親家庭福祉担当窓口）担当者に報告するとともに、転居（予定）先が確認できる書類を必ず提出してください。

また、転居後は新住所へ住民票を異動し、新住所の住民票の写し（原本）及び入居住宅の賃貸契約書の写しを転居後2週間以内に本会へ提出してください。

#### (3) 借入申請者が未成年の場合

借入申請者が未成年の場合は、必ず法定代理人（親権者または未成年後見人等）の同意が必要となります。

※法定代理人の同意が得られない場合は、貸付できません。

### 8. 申請書類の提出方法・提出先

本手引き p.5～6にある「6. 申請に必要な書類」について該当する全ての書類をご準備のうえ、お住まいの市区町のひとり親家庭福祉担当窓口へ提出してください。

※市区町のひとり親家庭福祉担当窓口は、p.7にある「9. 県内市区町のひとり親家庭福祉担当窓口一覧」をご覧ください。



## 9. 広島県内の市区町のひとり親家庭福祉担当窓口一覧

市区町名	担当部・課・係名	郵便番号	住所	電話番号
広島市中区	厚生部福祉課児童福祉係	730-8565	広島市中区大手町四丁目1番1号	082-504-2569
広島市東区	厚生部福祉課児童福祉係	732-8510	広島市東区東蟹屋町9番34号	082-568-7733
広島市南区	厚生部福祉課児童福祉係	734-8523	広島市南区皆実町一丁目4番46号	082-250-4131
広島市西区	厚生部福祉課児童福祉係	733-8535	広島市西区福島町二丁目24番1号	082-294-6342
広島市安佐南区	厚生部福祉課児童福祉係	731-0194	広島市安佐南区中須一丁目38番13号	082-831-4945
広島市安佐北区	厚生部福祉課児童福祉係	731-0221	広島市安佐北区可部三丁目19番22号	082-819-0605
広島市安芸区	厚生部福祉課児童福祉係	736-8555	広島市安芸区船越南三丁目2番16号	082-821-2813
広島市佐伯区	厚生部福祉課児童福祉係	731-5195	広島市佐伯区海老園一丁目4番5号	082-943-9732
呉市	子育て支援課	737-8501	呉市中央4丁目1番6号	0823-25-3173
竹原市	社会福祉課子ども福祉係	725-8666	竹原市中央五丁目1番35号	0846-22-7742
三原市	子育て支援課子育て支援係	723-8601	三原市港町3丁目5番1号	0848-67-6045
尾道市	子育て支援課児童福祉係	722-8501	尾道市久保一丁目15番1号	0848-38-9205
福山市	ネウボウ推進課企画担当	720-8501	福山市東桜町3番5号	084-928-1053
府中市	女性こども課こども家庭係	726-8601	府中市府川町315番地	0847-43-7139
三次市	子育て支援課育児支援係	728-8501	三次市十日市中二丁目8番1号	0824-62-6148
庄原市	児童福祉課児童福祉係	727-8501	庄原市中本町一丁目10番1号	0824-73-1192
大竹市	健康福祉部福祉課児童係	739-0692	大竹市小方1-11-1	0827-59-2148
東広島市	こども家庭課子育て支援係	739-8601	東広島市西条栄町8番29号	082-420-0407
廿日市市	こども課児童グループ	738-8501	廿日市市下平良一丁目11番1号	0829-30-9130
安芸高田市	子育て支援課	731-0592	安芸高田市吉田町吉田791番地	0826-47-1283
江田島市	子育て支援課	737-2122	江田島市江田島町中央4-18-28	0823-42-2852
府中町	子育て支援課こども家庭係	735-8686	安芸郡府中町大通三丁目5番1号	082-286-3163
海田町	福祉保健部こども課こども福祉係	736-8601	安芸郡海田町上市14番18号	082-823-9227
熊野町	子育て支援課	731-4292	安芸郡熊野町中溝一丁目1番1号	082-820-5623
坂町	民生課福祉係	731-4393	安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目1番1号	082-820-1505
安芸太田町	健康福祉課社会福祉係	731-3622	山県郡安芸太田町大字下殿河内236	0826-25-0250
北広島町	福祉課子育て支援係	731-1595	山県郡北広島町有田1234	050-5812-1851
大崎上島町	福祉課福祉指導係	725-0401	豊田郡大崎上島町木江4968	0846-62-0301
世羅町	子育て支援課児童保育係	722-1192	世羅郡世羅町大字本郷947番地	0847-25-0295
神石高原町	子育て応援課児童係	720-1522	神石郡神石高原町小畠1701	0847-89-3368

## 10. 住宅支援資金貸付決定後の問い合わせ先

(社福) 広島県社会福祉協議会 生活支援課

〒732-0816 広島市南区比治山本町12-2 TEL082-254-3413 FAX082-252-2133

【受付時間】平日8:30~17:30(土日・祝日及び年末・年始は休み)

## ☆関係資料

### **重要** 広島県ひとり親家庭住宅支援資金の借入にあたっての留意事項

- 1 広島県ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業(以下「本事業」という)は、広島県ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業実施要綱に基づき、広島県社会福祉協議会(以下「本会」という)がひとり親家庭住宅支援資金(以下「本資金」という)の貸付けを行うものです。
- 2 本事業の貸付対象者は、原則、広島県内に居住し住民登録している者で、児童扶養手当の支給を受けている者であって、母子・父子自立支援プログラム(以下「プログラム」という)の策定を受けている者となります。
- 3 本資金は、プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる者に対して、12か月の範囲内で貸し付けるものとします。
- 4 本援資金の貸付額は、入居している住宅の家賃(管理費・共益費含む)の実費(上限4万円)とします。  
ただし、生活困窮者自立支援法による生活困窮者住居確保給付金等の他制度による支援を受けているときは、家賃額と他制度による支援を受ける額の差額を貸付額の上限とします。
- 5 本資金の貸付方法は、四半期ごとに分割交付とします。
- 6 貸付利子は、無利子とします。
- 7 借入申請者が未成年の場合は、親権者等法定代理人の同意を得るものとします。
- 8 本資金は、審査のうえ、貸付の可否について決定し、その結果を通知します。
- 9 貸付決定後、資金交付までに貸付決定の内容等に変更があったときは、速やかに本会に届け出なければなりません。
- 10 次のいずれかに該当する場合は、本資金の貸付契約を解除するものとします。  
(1)再婚等によりひとり親でなくなったとき (2)広島県外に転居したとき  
(3)死亡したとき (4)その他本資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき  
(5)本資金の契約期間中に貸付契約の解除を申し出たとき (6)本留意事項の19～22に記載する事項を遵守しないとき
- 11 次のいずれかに該当する場合は、本資金の返還を全額免除します。  
(1)現に就業していない者が住宅支援資金による貸付を受けた日から1年以内に就業、または現に就業している者がプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をし、1年間引き続き就業を継続したとき  
(2)指定業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、または業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき
- 12 次のいずれかに該当する場合は、本資金(返還済額は除く)を本会の裁量により全額免除することができます。  
(1)死亡、または障害により貸付けを受けた本資金を返還することができなくなったとき  
(2)長期間所在不明となっている場合など、本資金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき
- 13 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるときは、その事由が継続している期間、履行期限の到来していない本資金の返還を本会の裁量により猶予することができます。
- 14 返還免除及び返還猶予については、審査のうえ、その可否を決定し、その結果を通知します。
- 15 次のいずれかに該当する場合は、当該事由の生じた日の翌月から最長12年以内に、本会が定める金額を一括または月賦の均等払方式等により返還しなければなりません。月賦の均等払方式の返還月額(下限)は、原則、5,000円とします。

- (1)住宅支援資金の貸付契約の解除に至ったとき
  - (2)貸付終了後1年が経過したとき
  - (3)死亡し、または心身の故障により業務に従事できなくなったとき
- 16 正当な理由がなく、本資金を返還期限までに返還しなかった場合、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額(残元金)に対し年3%の延滞利子を徴収するものとします。
- 17 貸付決定した場合は、居住する自治体の母子・父子自立支援員等による相談支援及び就労支援機関等による就労支援等により、経済的及び社会的な自立を図り、安定した生活を継続できるよう努めなければなりません。
- 18 借入申請者(借受人)は、本会から貸付けの要件等に関する問い合わせを受けたときまたは報告を求められたときは、回答または報告を行わなければなりません。
- 19 借受人またはその相続人は、貸付決定後、返還完了または返還免除となるまでの間に、次にいずれかに該当する場合は、速やかに本会に届け出なければなりません。
- (1)借受人の住所、氏名、職業(勤務先)等その他重要な事項に異動があったとき
  - (2)本資金の貸付契約の解除を申し出たとき
  - (3)就業期間中に離職したとき、また、再就職したとき
  - (4)13項第1号に規定する業務に1年間引き続き従事したとき、または、1年間引き続き従事しなくなったとき
  - (5)借受人が死亡したとき
  - (6)その他本会が必要と認める届出等を求めたとき
- 20 本申請に関する貸付けの決定、当該決定に基づく貸付金の交付及び債権の管理のために、本会が必要とするときは、本会が関係機関または関係者(本会の他部署を含む。以下「関係機関」という)に対して、次に掲げる借受人の個人情報の提供を求めます。また、本会の求めに応じて、関係機関等が借受人及び借受人と同一世帯員の個人情報を提供することがあります。
- (1)母子・父子自立支援プログラムの策定及び支援内容、生活福祉資金や住居確保給付金等の借入申請をした資金と同種の資金の貸付または給付を行う機関が保有する、借受人に関する貸付または給付に係る情報
  - (2)資金の用途に係る就業先、その他の機関が保有する、借受人に関する就業状況等の情報
  - (3)都道府県または市区町村が保有する、借受人及び借受人と同一世帯員の氏名、住所及び生年月日等に係る情報、収入額、所得額及び資産の保有状況に係る情報、納税の状況に係る情報、扶養親族等の人数、水道料金・下水道使用料の支払状況及び県営住宅その他の公共賃貸住宅の家賃等の支払状況に係る情報並びに生活保護、児童扶養手当その他の公的な扶助の受給状況に係る情報
  - (4)金融機関等が保有する借受人の預貯金、保険契約その他の資産の保有状況に係る情報
  - (5)借入申請者(借受人)、親族、勤務先等が保有する、借受人が貸付決定後に届出することなく転居した場合の転居先に係る情報
- 21 貸付後、借入金を目的外に使用したとき、申請内容に虚偽が判明したとき、貸付契約の解除に至ったとき等は、貸付金を返還するものとします。
- 22 本資金の借入申請時及び貸付契約時、貸付後の各種手続き(猶予、免除、返還、報告、届出等)時に提出された書類は返却できません(ただし、従事満了による返還免除及び返還完了した場合は、借用書のみ返却します)。
- 23 暴力団員及び世帯員に暴力団員がいる場合は、本貸付事業を利用することはできません。また、借入期間中においても暴力団員になることは認められません。貸付審査等において本会が必要に応じて官公署等に暴力団員該当性情報の提供を求めることがあります。

## 広島県ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業における個人情報の取扱いについて

社会福祉法人広島県社会福祉協議会における個人情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」及び「福祉関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン」に基づいて「社会福祉法人広島県社会福祉協議会 個人情報保護規程」を定めています。広島県ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業においても各規程に基づいて次のとおり運用します。

### 1. 個人情報の利用目的

広島県ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業（以下「本事業」という）の円滑な実施のため、貸付・償還（返還）の状況について正確に把握するとともに、適切に債権を管理し、状況に応じて利用者の自立・生活支援、社会参加のための相談・支援等を適切に行うことを目的として個人情報を取得・利用します。

### 2. 個人情報の取得について

広島県社会福祉協議会（以下「本会」という）は、本事業の貸付に際して個人情報を取得する時は、必要な情報のみを、適法かつ適正な方法により取得します。

### 3. 個人情報の利用について

本事業において個人情報を利用する場合は1による利用目的の範囲内として、本会の本事業担当者が利用することを原則とします。ただし、本事業の目的を達成するため、借入申請に関する貸付けの決定、当該決定に基づく貸付金の交付及び債権の管理のために必要な範囲において、次のとおり関係機関または関係者（本会の他部署を含む。以下「関係機関」という）に対して借受人及び借受人と同一世帯員の個人情報を提供し、関係機関から個人情報を取得し、また、関係機関との間で個人情報を共有することがあります。

- (1)母子・父子自立支援プログラムの策定及び支援内容、生活福祉資金や住居確保給付金等の借入申請をした資金と同種の資金の貸付または給付を行う機関が保有する、借受人に関する貸付または給付に係る情報
- (2)資金の使途に係る就業先、その他の機関が保有する、借受人に関する就業状況等の情報
- (3)都道府県または市区町村が保有する、借受人及び借受人と同一世帯員の氏名、住所及び生年月日等に係る情報、収入額、所得額及び資産の保有状況に係る情報、納税の状況に係る情報、扶養親族等の人数、水道料金・下水道使用料の支払状況及び県営住宅その他の公共賃貸住宅の家賃等の支払状況に係る情報並びに生活保護、児童扶養手当その他の公的な扶助の受給状況に係る情報
- (4)金融機関等が保有する借受人の預貯金、保険契約その他の資産の保有状況に係る情報
- (5)借入申請者（借受人）、親族、勤務先等が保有する、借受人が貸付決定後に届出することなく転居した場合の転居先に係る情報

#### 4. 個人情報の本事業目的以外への利用及び第三者への提供について

本事業を通じて収集した個人情報については、本人の同意なく、本事業の目的以外に利用すること、及び3による場合を除き、第三者への提供は行いません。なお、借受人等相互間において、本事業に必要な範囲で個人情報を提供することは、これに該当しないものとします。

ただし、次の例による場合など、本会規程に基づく場合に限り、あらかじめ同意を得ることなく、本事業目的以外への利用、第三者への提供をすることがあります。

- ・ 弁護士法にもとづいた弁護士による照会に回答する場合など法令に基づく場合
- ・ 火災・災害など緊急時で、人の生命・身体、財産の保護のために必要がある場合
- ・ 税務署からの照会、警察・検察からの捜査協力依頼などで、本人に知らせることでその事務に支障を及ぼすおそれがある場合

#### 5. 個人情報の管理について

本事業利用に関わる個人情報については、書面及び情報システムにつながったコンピュータに入力し個人データ\*として本事業担当者の管理の下に保管・利用します。個人データについては、常に正確かつ最新の状態に保ち、漏えい・き損のないように努めます。

個人データを管理する情報システムについては、生活支援課長をシステム管理責任者とし、コンピュータを使用する業務及びその業務担当者について管理しています。また、コンピュータの保守について委託している業者との間で個人情報の保護について定めた条項を含む契約を結んでいます。

なお、償還が完了した貸付にかかわる個人情報については、償還が完了した年度の終了後10年が経過した時点で、破棄または削除します。

※「個人データ」とは、「個人情報」のうち、例えば氏名の50音順など一定の規則に基づいて書類を整理、またはコンピュータに入力するなど、簡単に検索ができるように管理・分類されているもののことです。

#### 6. 個人情報の本人への開示について

本会が管理する個人データ（本会個人情報保護規程による「保有個人データ」に限る）について、その開示の申し出がされた場合には、身分証明書等により本人であることの確認をしたうえで申し出をした本人の個人情報について開示します。

ただし、開示によって本人又は第三者の権利利益を害するおそれがある場合、本会事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合などには、開示しません。

また、開示の方法等については本会規程に定めていることによるものとします。

#### 7. 本会職員等の義務について

本会の従業者（従業者であったものを含む）は業務によって知りえた個人情報について、その内容をみだりに他人に知らせたり、不当な目的のために使用したりしません。

#### 8. 苦情対応窓口について

本会は、個人情報の取扱いに関する苦情があった時には迅速・適切に対応いたします。もし、本会事業にかかわって苦情がある場合には、次の苦情対応担当までお申し出ください。

苦情対応担当者：広島県社会福祉協議会 総務部長

苦情対応責任者：広島県社会福祉協議会 事務局長

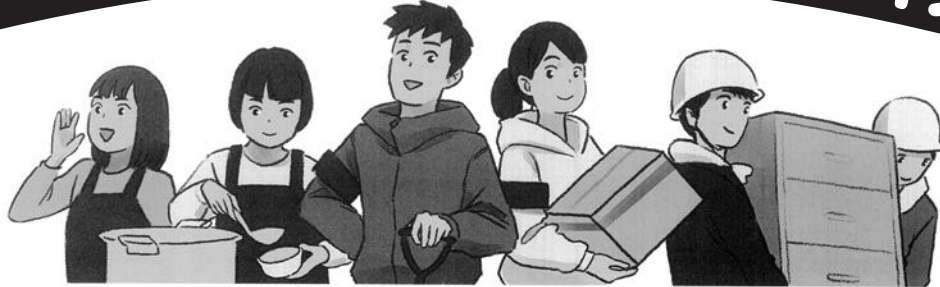
住所：広島県広島市南区比治山本町 12-2

電話：082-254-3411 FAX：082-252-2133



全国200万人加入!! 日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償

# ボランティア活動保険



保険金額・年間保険料 (1名あたり)

保険金の種類		プラン	基本プラン	天災・地震補償プラン	
ケガの補償	死亡保険金		1,040万円		
	後遺障害保険金		1,040万円(限度額)		
	入院保険金日額		6,500円		
	手術保険金	入院中の手術		65,000円	
		外来の手術		32,500円	
	通院保険金日額		4,000円		
賠償責任の補償	賠償責任保険金 (対人・対物共通)		5億円(限度額)		
年間保険料			350円	500円	

商品パンフレットは  
コチラ



( ふくしの保険 )  
ホームページ

団体割引 20%適用済 / 過去の損害率による割増引適用

<基本プランに加入される方へ>

基本プランでは、地震・噴火・津波が起因する死傷は補償されません。

◆災害ボランティア活動の参加は、「天災・地震補償プラン」への加入をおすすめします。

※被災地でのボランティア活動では、予測できない様々な事態が想定されます。二次被害への備えとしても、あらかじめ「天災・地震補償プラン」に加入いただきますと、より安心してボランティア活動に参加いただけます。

**ボランティア行事用保険** (傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)

地域福祉活動やボランティア活動の一環として行われる各種行事におけるケガや賠償責任を補償!

**送迎サービス補償** (傷害保険)

送迎・移送サービス中の自動車事故などによるケガを補償!

**福祉サービス総合補償**

(傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

ヘルパー・ケアマネジャーなどの活動中のケガや賠償責任を補償!

●このご案内は概要を説明したものです。お申込み、パンフレット・詳しい内容のお問い合わせは、あなたの地域の社会福祉協議会へ ●

団体契約者 **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**

〈引受幹事 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課 保険会社〉

TEL:03(3349)5137

受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、年末年始を除きます。)

取扱代理店 **株式会社 福祉保険サービス**

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F

TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763

受付時間: 平日の9:30~17:30(12/29~1/3を除きます。)

●この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。



社会福祉施設総合損害補償

# しせつの損害補償

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

## プラン 1 施設業務の補償

(賠償責任保険、医師賠償責任保険、看護職賠償責任保険、サイバー保険、動産総合保険、費用・利益保険)

### ① 基本補償(賠償・見舞費用)

保険期間1年

▶保険金額		基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)
賠償事故に対応	身体賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
	財物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
	うち現金支払限度額(期間中)	20万円	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円
	徘徊時賠償(期間中)	2,000万円	2,000万円
お見舞い等の各種費用	事故対応特別費用(期間中)	500万円	500万円
	被害者対応費用(1名につき)	1事故10万円限度	1事故10万円限度
	傷害見舞費用		死亡時 100万円 入院時 1.5~7万円 通院時 1~3.5万円

▶年額保険料(掛金)	
定員	基本補償(A型)
1~50名	35,000~61,460円
51~100名	68,270~97,000円
以降1名~10名増ごと	1,500円

基本補償(A型)  
保険料

+

【見舞費用加算】  
定員1名あたり  
入所: 1,300円  
通所: 1,390円

- オプション1 ● 訪問・相談等サービス補償
- オプション2 ● 医務室の医療事故補償
- オプション3 ● 看護師の賠償責任補償
- オプション4 ● クレーム対応サポート補償

- ② 個人情報漏えい対応補償
- ③ 施設の什器・備品損害補償

## プラン 2 施設利用者の補償

(普通傷害保険)

- ① 入所型施設利用者の傷害事故補償
- ② 通所型施設利用者の傷害事故補償
- ③ 施設送迎車搭乗中の傷害事故補償  
施設送迎車に搭乗中のケガに対し、プラン2-①、②の傷害保険や自動車保険などとは関係なく補償



## プラン 3 施設職員の補償

(労働災害総合保険、普通傷害保険、約定履行費用保険、雇用慣行賠償責任保険)

- ① 施設職員の労災上乗せ補償  
● オプション: 使用者賠償責任補償
- ② 施設職員の傷害事故補償
- ③ 施設職員の感染症罹患事故補償  
(新型コロナウイルス感染症も補償の対象となります。)
- ④ 雇用慣行賠償補償



## プラン 4 社会福祉法人役員等の補償

(役員賠償責任保険)

社会福祉法人役員等の賠償責任補償

保険期間1年

▶保険金額	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
1事故・期間中	5,000万円	1億円	3億円

● このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問い合わせは下記までお願いします。●

団体契約者 **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**

引受幹事 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課  
 保険会社 TEL: 03(3349)5137  
 受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、年末年始を除きます。)

取扱代理店 **株式会社 福祉保険サービス**

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F  
 TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763  
 受付時間: 平日の9:30~17:30(12/29~1/3を除きます。)





## お問い合わせ先

社会福祉法人 広島県社会福祉協議会 生活支援課

〒732-0816 広島市南区比治山本町 12-2 広島県社会福祉会館 1 階

TEL/082-254-3413 FAX/082-252-2133

受付時間 月曜～金曜日 8:30～17:30 ※土日・祝日及び年末・年始は休み

URL : <http://www.hiroshima-fukushi.net>